

別紙様式第二

(表面)

<p>第 号</p> <p>検 査 職 員 証</p> <p>下記の者は、消費生活協同組合法第12条の2第3項において準用する保険業法第305条第1項及び消費生活協同組合法第94条第1項から第5項までの規定による検査をする職員であることを証明する。</p> <p>記</p> <p>所 属</p> <p>官職又は職名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">所属長印</div> </div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p>	<p>○消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)(抄)</p> <p>(共済契約)</p> <p>第12条の2(第1項及び第2項略)</p> <p>3 保険業法(中略)同法第305条第1項(中略)の規定は共済代理店について、(中略)同法第311条の規定はこの項において準用する同法第305条第1項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において(中略)同法第305条第1項(中略)中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と(中略)読み替えるものとする(以下略)</p> <p>(行政庁による検査)</p> <p>第94条 組合員が、総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p>
--	---

※ 用紙の大きさは、日本産業規格B列7番とすること。

(裏面)

<p>4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。</p> <p>5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>6 前条第3項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検査について準用する。</p> <p>7 第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第1項から第5項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>○保険業法(平成7年法律第105号)(抄) (立入検査等)</p> <p>第305条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略) (検査職員の証票の携帯及び提示等)</p> <p>第311条 (略)第305条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---	---